

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関する これまでの取組と今年度の検討の進め方について

検討趣旨

- 共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子利用者用駐車施設等に、本来であれば必要がない人が駐車すること等により、**真に必要な人が利用できない状況も見られ、その適性利用のあり方等について課題**が指摘されている。
- そこで、ハード・ソフト両面から**今後の施策のあり方**について、**令和3年度**に検討会を設置しハード・ソフトの両面から検討を実施し、**中間整理**を取りまとめたところ。
- ハード整備方策については、各施設整備における基準やガイドライン等により整備を促進しつつ、**車椅子利用者駐車施設への適正利用等の課題のソフト面**については、様々な利用者ニーズを踏まえ、適正利用等に関する推進方策の**検討が必要**。
- このため、令和3年度の中間整理を踏まえ、車椅子利用者駐車施設の**利用対象者の明確化、制度運用の統一**的考え方の提示、**多様な区画確保や不適正駐車対策の取組周知等、ソフト面での対応**として、**適正利用に関するガイドラインを作成**する。



検討の体制

構成

- 学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等（委員長：高橋名誉教授（東洋大学））
- 事務局（国土交通省総合政策局、都市局、住宅局、道路局）、関係省庁

スケジュール

R3年度の中間整理等を踏まえ、取組事例を収集・整理等をしつつ、検討会（2回）を経て、ガイドラインをとりまとめる。

4～8月	9月	10～11月	12月～1月頃
多様な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換等	第1回検討会 ガイドライン（素案）についての意見交換等	取組事例の収集・整理等 第1回検討会でのご意見等を踏まえたガイドライン（素案）の修正等	第2回検討会 ガイドラインのとりまとめ

検討会構成メンバー

学 識 経 験 者 等

座長	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授
	秋山 哲男	中央大学研究開発機構 教授
	大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授

障 害 者 団 体

(社福) 日本身体障害者団体連合会
 (公社) 全国脊髄損傷者連合会
 (特非) DPI日本会議

事 業 者 団 体

(一社) 日本ショッピングセンター協会
 日本チェーンストア協会
 (一社) 不動産協会
 (一社) 日本ビルディング協会連合会

駐 車 場 関 係 団 体

(一社) 全日本駐車協会
 (公社) 立体駐車場工業会
 (一社) 日本自走式駐車場工業会
 (一社) 日本パーキングビジネス協会

地 方 公 共 団 体 等

東京都
 佐賀県
 日本建築行政会議

関 係 省 庁 等 (オ ブ ザ ー バ ー)

厚生労働省社会・援護局
 経済産業省商務情報政策局
 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 国土交通省航空局
 国土技術政策総合研究所

事 務 局 (国 土 交 通 省)

総合政策局
 都市局
 住宅局
 道路局

パーキング・パーミット制度とは

- 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子利用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成18年度以降、令和3年7月1日現在で40府県4市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められています。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています（一律ではありません）。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の通常の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



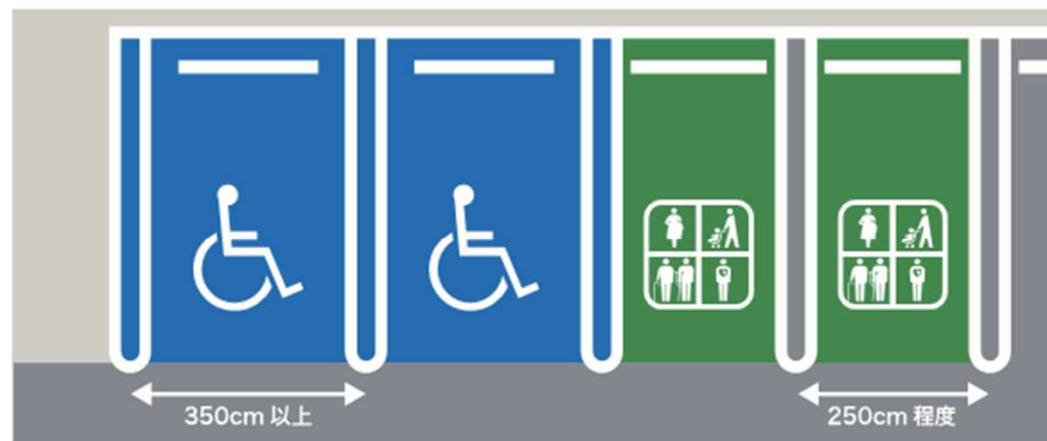
車いす利用者用駐車区画



ゆずりあい駐車区画



〈利用証(大阪府)〉



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ〉

出典: 令和3年度 適正利用キャンペーンチラシ(国土交通省)

幅が必要ですよ。

車椅子使用者は、クルマの乗り降りに
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用地区等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置者等の責務となりました(令和3年4月施行)。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の取組

車椅子使用者等、乗降時に幅3.5mの区画が必要な人が対象です。

車椅子使用者用駐車施設とは

●車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。

●車椅子使用者等は、乗降時に車椅子を置くなどが必要で、幅の広い区画がないと乗降できません。

このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう!!

こんな困りことがあります

- 幅の広い区画がないと駐車しても振り回りができない。
- 一般車が停まっていても駐車できない。

パーキング・パーミット制度とは

※国土交通省が実施している制度で、「新しい車椅子利用施設」、「高齢者等用地区画の活用」など効果は異なります。

- 施設整備者の協力のもと、幅の広い車椅子利用者駐車施設や通車路の専用区画について、条件が該当する希望者が利用できる利用証を交付する制度です。
- 平成31年度以降、令和3年7月1日現在で40の都府県4件において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められています。
- 障害者等専用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあるおしめ設定されています(一律ではありません)。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の入入口に近い2.5m未満の区画の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

歩行が困難な方

車椅子利用者

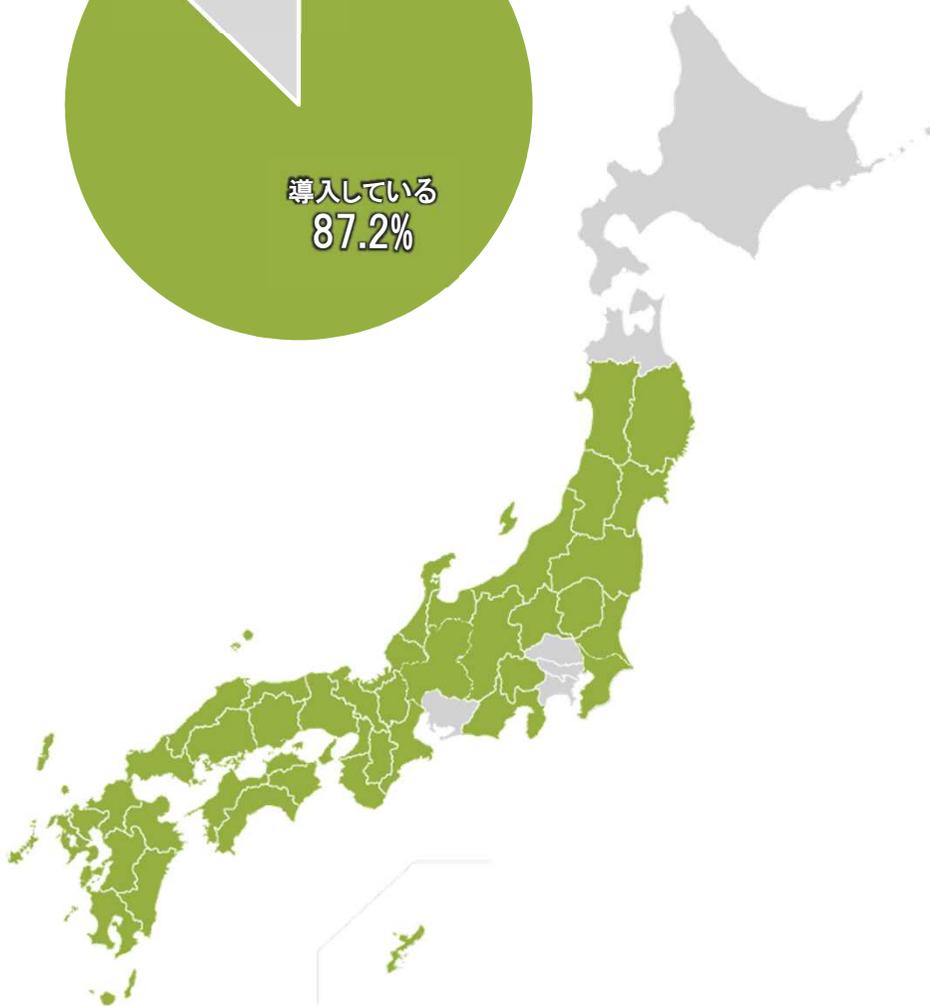
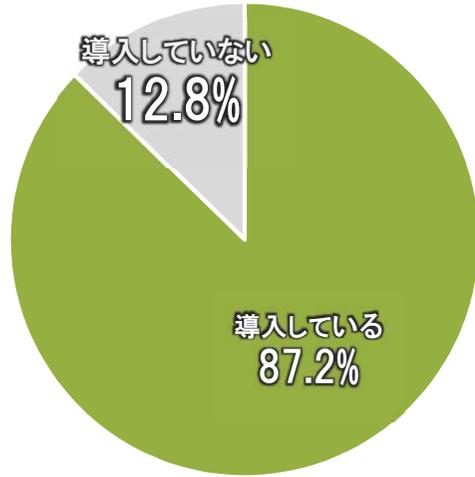
歩行が困難な方
犬を飼育している方

【パーキング・パーミット制度対象者(例)】

【パーキング・パーミット制度対象区画(例)】

発行：国土交通省障害者施設バリアフリー推進課 〒100-8001東京都千代田区港2-1-1 電話:03-6253-8111

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体(令和4年9月現在)



図：制度を導入している都道府県

制度導入41府県2市（年度別）

H18	佐賀県	
H19	山形県 福井県 長崎県 熊本県	
H20	栃木県 島根県	
H21	福島県 群馬県 鳥取県 徳島県 鹿児島県	川口市
H22	岩手県 岡山県 山口県 愛媛県 高知県	
H23	茨城県 新潟県 京都府 広島県 香川県 福岡県 大分県 宮崎県	久喜市
H24	静岡県 山梨県 三重県 兵庫県	
H25	滋賀県 大阪府	
H27	石川県 奈良県 和歌山県	
H28	秋田県 長野県	
H30	宮城県	
R1	岐阜県	
R2	富山県	
R3	千葉県	
R4	沖縄県（那覇、浦添と統合）	

検討趣旨

- 車椅子使用者用駐車施設等は共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つ
- 車椅子使用者用駐車施設等に関する現状の取組を検証し、今後のさらなる対策について検討

現行制度等

- バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車施設の設置義務
- 地方公共団体における取組（パーキング・パーミット制度）の導入促進
- 適正利用に関する関係者の責務を規定（R2バリアフリー法改正）
- 適正利用の広報啓発の取組 等

検討の流れ

- 1. 障害当事者向けニーズ調査**
 - 車椅子使用者等へのアンケートを通じ、駐車施設の利用に関する困りごとや利用ニーズ等を把握。
- 2. 適正利用に関する制度・先進事例等調査**
 - 都道府県等へのアンケートを実施し、パーキング・パーミット制度の導入・運用の状況、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者、課題や現状等について調査。
 - 旅客施設、商業施設等の施設設置管理者に対しヒアリングを実施し、不適正利用対策の事例等を調査。等
- 3. 車椅子使用者用駐車施設のハードの実態調査**
 - 都道府県等に対し、特定路外駐車場の移動等円滑化基準適合状況等を調査。
 - 民間商業施設における車椅子使用者用駐車施設の設置状況等を調査。
- 4. 今後の施策の検討の方向性のとりまとめ**
 - 1～3で確認した車椅子使用者用駐車施設等のハード・ソフトの実態を踏まえ、今後の検討課題とその対応方針についてとりまとめ

各種ガイドラインの作成・改正等の検討に反映、
適正利用に関する指針の作成等

検討体制

検討会の構成

学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等、関係省庁等
（委員長：高橋名誉教授（東洋大学））

検討経緯

時期	実施内容	
R3年3月	意見交換会	課題認識の共有
R3年8月	第1回 検討会開催	・現行制度等の共有 ・調査検討の方針 等
R3年9～11月		・障害当事者向けニーズ調査 ・適正利用（ソフト）に関する実態調査 ・ハードに関する実態調査 等
R3年11月	第2回 検討会開催	・実態調査結果報告 ・検討の方向性 等
R3年12月		・検討の方向性についての整理
R4年1月	第3回 検討会開催	・検討の方向性（中間整理） 等
R4年3月		検討の方向性（中間整理）の公表

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性(中間整理) 概要

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性 中間整理

■車椅子使用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

- 屋根の設置や経路の安全性、福祉車両等に対応した駐車区画後方の安全な乗降スペースの確保等の課題。
- また、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者のあり方や適切な情報提供等による利用環境の配慮等が必要。
- 以上を踏まえ、各ガイドラインに必要な内容を反映するとともに、多様なニーズを踏まえた適正利用のあり方について検討する。

■車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進方策

①車椅子使用者用駐車施設の利用対象者

- 車椅子使用者用駐車施設への**利用集中**が課題。
- そのため、多様な障害当事者等の利用ニーズも確認しつつ、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の**明確化**、優先駐車区画の確保等による**利用分散**を推進すること等が必要。

②パーキング・パーミット制度のあり方

- 適正利用に一定の効果がある一方、不適正利用や駐車区画の不足、**利用集中**等のさまざまな課題。
- 今後は、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、制度運用のあり方についての**統一的考え方**が求められる。

③駐車区画の確保等

- 特に**都市部**を中心として**駐車区画の不足**が課題
- したがって、**ダブルスペース方式**等の普及や**多様な区画の確保**に加え、施設設置管理者等が実施する**効率的な駐車区画の利用の取組**等について周知を図ることが必要。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保

- **ハード・ソフトの不適正利用対策**について、実効性や効果を踏まえつつ全国展開を図ることが必要。
- 一方、罰則等の導入を検討するにあたっては課題が多く、不適正利用対策の効果も踏まえつつ、継続して議論を行う。

■車椅子使用者用駐車施設のハードの整備方策

①車椅子使用者用駐車施設の基準

- 設置数に係る基準については、適正利用の推進と併せて、ニーズや実態面等を踏まえた検討が必要。
- そのため、基準等に基づく駐車区画の適切な整備を進めつつ、屋根や庇の設置、区画の表示方法、車後方からの乗降場所の確保等各ガイドラインの充実化や周知を図る。

②既存施設への対応

- 敷地の制約等からハード面での対策が困難な場合があり、ソフト的対応を含めた取組の検討が必要
- そのため、既存施設を改善・改修した事例や運用面での工夫により対応を可能とした事例の周知を図る。

③機械式立体駐車施設

- 車椅子使用者が円滑に利用可能な環境が十分に確保されていないことが課題。
- そのため、車椅子使用者対応駐車設備の利用上の留意点とともに、取組事例の収集に努め、周知を図る。

④コインパーキング等小規模駐車場

- 都市部の小規模駐車場の駐車区画不足が課題。
- そのため、まちづくりと連携して駐車場施策を検討し、各地域で適切に車椅子使用者用駐車施設の確保がなされるよう、取組事例の収集に努め、周知を図る。

今後の対応

- 各種ガイドラインの改正等の検討への反映
- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

- 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関する指針の作成(令和4年度中)

[主な予定]

- 令和4年度も引き続き検討会の開催
- 多様な障害当事者、地方公共団体、施設設置管理者等も含めた意見交換の実施

- 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用キャンペーンの実施

- 取組事例の収集・周知

- 既存駐車場において車椅子使用者用駐車施設を増設した事例
- まちづくりと連携して車椅子使用者用駐車施設を確保した事例

等

中間整理において使用している用語について

- **バリアフリー法**
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- **車椅子使用者用駐車施設**
バリアフリー法に基づき一定の場合に設置が義務付けられる幅3.5m以上が確保された、建築物に附属する駐車場(車椅子使用者用駐車施設)、路外駐車場(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)、公園施設(車いす使用者用駐車施設)、道路に付随する駐車場(障害者用駐車施設)を総称して「車椅子使用者用駐車施設」とする。
- **優先駐車区画**
地方公共団体のパーキング・パーミット制度において「プラスワン区画」「ゆずりあい区画」「おもいやり区画」等と規定される車椅子使用者用駐車施設以外の3.5m未満の一般的な幅の駐車区画をいう。
- **ダブルスペース**
歩行困難等でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人のために、車椅子使用者用駐車施設に加えて、優先駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象とする取組をいう。
- **駐車区画**
上記「車椅子使用者用駐車施設」及び「優先駐車区画」を含め一般の用に供されるその他の車室を含めた、駐車場等における車室全般をいう。
- **車椅子使用者用駐車施設等**
車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画の双方をいう。
- **パーキング・パーミット制度**
施設設置管理者の協力のもと、車椅子使用者用駐車施設や優先駐車区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度をいう。

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性 中間整理

車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進方策

①車椅子使用者用駐車施設の利用対象者

- 車椅子使用者用駐車施設への**利用集中**が課題。
- そのため、多様な障害当事者等の利用ニーズも確認しつつ、車椅子使用者用駐車施設の**利用対象者の明確化**、優先駐車区画の確保等による**利用分散**を推進すること等が必要。

③駐車区画の確保等

- 特に**都市部**を中心として**駐車区画の不足**が課題
- したがって、**ダブルスペース方式**等の普及や**多様な区画の確保**に加え、施設設置管理者等が実施する**効率的な駐車区画の利用の取組**等について周知を図ることが必要。

②パーキング・パーミット制度のあり方

- 適正利用に一定の効果がある一方、不適正利用や駐車区画の不足、**利用集中**等の様々な課題。
- 今後は、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、制度運用のあり方についての**統一的考え方**が求められる。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保

- **ハード・ソフトの不適正利用対策**について、実効性や効果を踏まえつつ全国展開を図ることが必要。
- 一方、罰則等の導入を検討するにあたっては課題が多く、不適正利用対策の効果も踏まえつつ、継続して議論を行う。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(案)

1. 車椅子使用者駐車施設等の適正利用を取り巻く現状と課題
2. 課題への対応方針
 - (1) 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者
 - (2) パーキング・パーミット制度運用の基本的な考え方
 - (3) 駐車区画の確保等の取組
 - (4) 不適正駐車対策等制度の実効性確保の取組